

(証券コード6095)  
2022年11月30日

株 主 各 位

東京都中央区築地一丁目13番1号  
**メドピア株式会社**  
代表取締役社長 石 見 陽

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年12月14日（水曜日）午後5時まで

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月15日（木曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都港区東新橋一丁目1番16号  
汐留F Sビル3階 スペースF S汐留  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第18期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第18期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件（場所の定めのない株主総会を可能とする変更） |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度について）    |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件                      |

#### 4. 招集にあたっての決定事項

次頁<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>をご参照ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://medpeer.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の上記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、また監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
    - ・連結計算書類の連結注記表
    - ・計算書類の個別注記表
  - ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。  
<インターネット中継>
  - ◎株主総会の模様は、株主総会当日午前10時より、インターネットでライブ中継いたします。5頁の「第18回定時株主総会ライブ配信のご案内」に記載のウェブサイトアクセスしてご視聴ください。※ご視聴の株主様におかれましては、議場での議決権行使やご質問、動議等を行うことができませんので、ご了承ください。
  - ◎第18回定時株主総会に先立ち、株主の皆様から、インターネットより事前質問を受け付けます。5頁の「第18回定時株主総会ライブ配信のご案内」に記載の手順に沿ってご質問をお送りください。なお、株主様から頂戴したすべての事前質問に対応させていただくものではない旨ご了承ください。ライブ配信と併せてご利用をご検討ください。

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年12月14日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

##### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

5. 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

## <第18回定時株主総会ライブ配信のご案内>

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加いただき、株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずにご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 配信日時

2022年12月15日（木）午前10時から株主総会終了時刻まで

### 2. 視聴方法

接続先URL

<https://web.sharely.app/login/medpeer-018>



上記のURLからライブ配信ページにアクセスいただき、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」（2022年9月末時点）を画面表示に従って入力し、ログインしてください。

### 3. インターネットによる事前質問のご案内

第18回定時株主総会に先立ち、株主の皆様から、インターネットより事前質問を受け付けます。株主の皆様のご関心が高い事項について、本株主総会でご説明させていただく予定です。株主様から頂戴したすべての事前質問に対応させていただくものではない旨ご了承ください。ライブ配信と併せてご利用をご検討ください。

<事前質問方法>

「2. 視聴方法」に従ってアクセス・ログインをしていただき、「質問」ボタンの送信フォームより、報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

事前質問受付期間

2022年11月30日（水）から2022年12月14日（水）午後5時まで

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件（場所の定めのない株主総会を可能とする変更）

##### 1. 変更の理由

2021年6月16日施行の「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）により、新たに上場会社に「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、今後の開催方式の選択肢を拡充するため定款第13条第2項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながると考えております。

なお、当社は、定款変更にあたり、経済産業大臣及び法務大臣の承認を受けた日をもって効力が生じるものとしたします。

##### 2. 変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（招集） 第13条 当社の定時株主総会は、 毎事業年度終了後3ヶ月 以内に招集し、臨時株主 総会は、必要に応じて招 集する。 （新設）</p>	<p>（招集） 第13条 当社の定時株主総会は、 毎事業年度終了後3ヶ月 以内に招集し、臨時株主 総会は、必要に応じて招 集する。 ② <u>当社は、株主総会を場 所の定めのない株主総会 とすることができる。</u></p>

## 第2号議案 定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度について）

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p data-bbox="229 304 743 398"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="197 416 759 1039"><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="411 1115 542 1155">(新 設)</p> <p data-bbox="411 1402 542 1442">(新 設)</p>	<p data-bbox="1031 304 1177 344"><u>(削 除)</u></p> <p data-bbox="826 1102 1101 1142"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="810 1155 1378 1406"><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="896 1420 1378 1832">② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>



現行定款	変更案
	<p><u>(附則)</u>  <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>① <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>② <u>本附則は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制を一層強化するため取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、川名正敏氏、志村正之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定です。また、瀬戸まゆ子氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	<p>いわみ 石見 陽 (1974年3月9日生)</p> <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p>	<p>1999年4月 東京女子医科大学病院循環器内科学入局</p> <p>2004年12月 株式会社メディカル・オブリージュ（現当社）設立、当社取締役</p> <p>2005年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>2014年10月 株式会社総合臨床ホールディングス（現株式会社EP総合）取締役</p> <p>2019年12月 EPSホールディングス株式会社社外取締役</p> <p>2020年5月 メドピアキャリアエージェント株式会社取締役（現任）</p> <p>2021年8月 株式会社Mediplat代表取締役（現任）</p> <p>2021年11月 一般社団法人遠隔健康医療相談適正推進機構代表理事（現任）</p> <p>2021年12月 株式会社フィッツプラス取締役（現任）</p> <p>2022年10月 MIフォース株式会社取締役（現任）</p>		5,194,110株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>石見陽氏は、当社の創業者として、自ら経営理念を体現して当社の企業価値向上に尽力してまいりました。また、現役の医師として現在も医療の最前線に立っており、医療業界に対する深い知見を有しております。今後も同氏の豊富な経験や幅広い知見、強力なリーダーシップにより、当社の更なる成長への貢献を期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
2	ひら ばやし とし お <b>平 林 利 夫</b> (1981年2月22日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2003年 4 月 2006年 9 月 2011年 1 月 2013年 5 月 2018年 5 月 2020年 5 月  2020年 12月 2021年 8 月 2021年 11月  2022年 7 月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 株式会社エニグモ入社 グローウィン・パートナーズ株式会社入社 当社入社 当社執行役員 メドピアキャリアエージェント株式会社監査役（現任） 当社取締役（現任） メドクロス株式会社取締役（現任） 一般社団法人遠隔健康医療相談適正推進機構監事（現任） 株式会社クラウドクリニック取締役（現任）	60,000株
(取締役候補者とした理由) 平林利夫氏は、2013年の当社入社以来、管理部門の責任者として、財務・法務・人事等、コーポレート全般の体制構築に貢献するとともに、M&A等の各種アライアンスをリードしてまいりました。今後も同氏の豊富な経験と幅広い知見により、当社の更なる成長への貢献を期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				
3	てん ぼう よし ひこ <b>天 坊 吉 彦</b> (1975年12月7日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1999年 4 月  2013年 6 月 2014年 2 月 2017年 7 月 2018年 5 月 2020年 1 月 2020年 11月 2020年 12月 2021年 8 月  2021年 8 月  2021年 12月 2022年 10月	プライスウォーターハウスコンサルタン ト株式会社（現日本アイ・ビー・エム株式会社）入社 株式会社ローランド・ベルガー入社 当社入社 株式会社medパス取締役（現任） 当社執行役員 株式会社コロボ取締役（現任） メドクロス株式会社取締役（現任） 当社取締役（現任） 株式会社フィッツプラス取締役（現任）  メドピアキャリアエージェント株式会 社取締役（現任） 株式会社Mediplat取締役（現任） MIフォース株式会社取締役（現任）	31,000株
(取締役候補者とした理由) 天坊吉彦氏は、2014年の当社入社以来、製薬企業向けマーケティング部門、「MedPeer」サイトの運営部門、事業開発部門の責任者として、様々な事業・サービスの創出、成長を牽引してまいりました。今後も同氏の豊富な経験と幅広い知見により、当社の更なる成長への貢献を期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
4	かわ な まさ とし <b>川 名 正 敏</b> (1953年11月27日生)  <b>再任</b>	1978年 5 月	東京女子医科大学循環器内科学入局	一株
		1991年 9 月	Massachusetts General Hospital, Harvard Medical School 研究員	
1991年12月	Vanderbilt University School of Medicine 研究員			
2004年 3 月	東京女子医科大学循環器内科教授			
2005年 4 月	同大学附属青山病院病院長			
2014年 4 月	東京女子医科大学病院副院長			
2014年11月	同院総合診療科教授			
2018年 6 月	伊藤忠商事株式会社社外取締役 (現任)			
2019年 4 月	東京女子医科大学名誉教授 (現任)			
2019年12月	当社社外取締役 (現任)			
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 川名正敏氏を社外取締役候補者とした理由は、病院経営の経験と医療業界に対する幅広い知見を有しており、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。				
5	し むら まさ ゆき <b>志 村 正 之</b> (1958年 9 月 7 日生)  <b>再任</b>	1982年 4 月	株式会社三井銀行 (現 株式会社三井 住友銀行) 入行	300株
		2010年 4 月	同行執行役員アジア・大洋州本部長	
2015年 4 月	同行専務執行役員			
2017年 5 月	三井住友カード株式会社専務執行役員			
2018年 6 月	同社代表取締役専務執行役員			
2019年 7 月	株式会社Shimura&Partners代表取締 役(現任)			
2019年 8 月	BASE株式会社社外取締役 (現任)			
2020年 3 月	株式会社bitFlyer Holdings社外取締 役 (現任)			
2020年12月	当社社外取締役 (現任)			
2021年 4 月	株式会社HashPort社外取締役 (現任)			
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 志村正之氏を社外取締役候補者とした理由は、大手企業の執行役員経験者として、企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
6	瀬戸 まゆ子 (1969年6月26日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">新任</div>	2000年2月 2002年12月 2008年11月 2012年4月 2016年1月 2020年4月	日本イーライリリー株式会社入社 GEジャパン株式会社入社 ソシエテ・ジェネラル証券株式会社入社 メットライフアリコ生命保険株式会社 (現 メットライフ生命保険株式会社) 執行役員 武田薬品工業株式会社入社 株式会社リコー コーポレート上級執行役員 (現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 瀬戸まゆ子氏を社外取締役候補者とした理由は、大手企業の執行役員経験者として、企業の組織開発、人材育成に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の今後の組織開発、人材育成、並びに産業保健事業に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。				

- (注) 1. 川名正敏氏、志村正之氏及び瀬戸まゆ子氏は社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役の在任年数については以下のとおりであります。  
 川名正敏氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年になります。  
 志村正之氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。
3. 当社は、川名正敏氏及び志村正之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としており、川名正敏氏、志村正之氏の再任が承認された場合は両名との当該契約を継続する予定であります。また、瀬戸まゆ子氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
 なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

<ご参考>

役員構成及びスキルマトリクス（本総会において各候補者が選任された場合）

	取締役						監査役		
	石見	平林	天坊	川名	志村	瀬戸	末吉	葉山	佐藤
企業経営	○	○	○	○	○	○			
業界の知見	○		○	○		○			
人事・組織開発	○	○				○			
事業開発・マーケティング			○						
IT・システム			○		○				
ファイナンス・M&A		○			○		○	○	
法務・リスクマネジメント	○	○					○		○
ESG	○	○		○			○		

以上

## (添付書類)

# 事業報告

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社グループが属する医療・健康産業においては、団塊の世代が全員75歳以上に達し医療・介護費の急増が懸念される、いわゆる2025年問題、さらに、団塊ジュニア世代が全員65歳以上に達することで高齢者数がピークを迎え、医療・介護費の負担の増加が拡大する2040年問題を抱えております。かかる展望を踏まえ、日本政府は健康寿命の延伸や社会保障制度の持続可能性の確保という問題に対して国を挙げて取り組むべく、健康・医療・介護分野それぞれのデータの有機的連結や、ICT等の技術革新の利活用を推進し、効果的・効率的な医療・介護サービスの提供を目指す方針を示しております。また、超高齢社会を迎えるにあたり、国民一人一人が切れ目のない医療及び介護サービスを受けることができる環境整備が喫緊の課題であるとして、地域医療構想のPDCAサイクルを強化し、地域における医療・介護の総合的な確保を推進していくこととしております。

製薬企業は医療従事者に向けた営業活動の生産性向上を企図し、情報提供・収集活動の一環としてウェブサイトやアプリ、ソーシャルネットワークなど、デジタルツールを活用した取り組みをより一層強化しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受けて、様々な領域でオンライン化が加速する中、医師による情報収集の中心もオンラインへシフトしております。これにより、製薬企業にとってのeマーケティングは、単なる情報提供ツールとしての役割から、医師一人一人のニーズや特性を把握し、マーケティング戦略を構築・展開する中心的な役割に進化していくことが見込まれます。

このような環境の中、当社グループは、ミッションである「Supporting Doctors, Helping Patients.(医師を支援すること。そして患者を救うこと。)」を実現すべく、医師専用コミュニティサイト「MedPeer」を基盤として医師や医療現場を支援するサービスを展開するドクタープラットフォーム事業と、健康増進・予防などのコンシューマー向けヘルスケア支援を展開するヘルスケアソリューション事業に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,452,113千円（前期は7,435,418千円）、営業利益1,063,716千円（同1,783,907千円）、経常利

益1,113,716千円（同1,812,008千円）、親会社株主に帰属する当期純利益812,388千円（同1,293,475千円）となりました。

セグメント別業績は次のとおりであります。

① ドクタープラットフォーム事業

ドクタープラットフォーム事業では、医師や医療現場を支援するため、「MedPeer」の15万人の医師会員を基盤とした集合知プラットフォームと、医療機関と患者様をつなげるプライマリケアプラットフォームを展開しております。

当連結会計年度において、集合知プラットフォームでは、国内医師の約4割が利用する「MedPeer」上のコンテンツを充実させることにより、医師会員の活性度を向上する施策を展開してまいりました。また、当社が運営する医学生学習支援プラットフォーム「みんコレ！」のサービスサイトをリニューアルし、同サービスが8,000人超の医学生に利用されたことで、「MedPeer」の会員数は15万人を突破しました。さらに、新型コロナウイルス感染症を契機とした製薬企業のマーケティング活動の変化が進む状況において、医師とMRのダイレクトコミュニケーションツール「MedPeer Talk」に、MRが「Web講演会」の招待状を医師に直接送ることができるサービス「インビテーションTalk」を新たにリリースするなど、医療関連企業のデジタルトランスフォーメーションを促進する新サービスの開発のための投資を積極的に行ってまいりました。

プライマリケアプラットフォームにおいては、薬局向けアプリサービス「kakari」と、クリニック向けアプリサービス「kakari for Clinic」の拡販に注力してまいりました。「kakari」は、2022年5月にアプリダウンロード数が60万件、同6月には処方箋送信数が累計200万回を突破し、患者さんに「選ばれる」サービスとして薬局のかかりつけ化を促進させ、導入薬局の面処方応需の拡大を支援してまいりました。さらに、2022年7月には完全子会社である株式会社やくばとを設立し、同社において処方箋画像事前送信サービス「やくばと」を開始することを決定しております。

上記に加えて、2022年7月には在宅医療事務アウトソーシングサービスを運営する株式会社クラウドクリニックを株式交換により完全子会社化し、同年8月にはCSO事業などを営む株式会社EPフォース（現 MIフォース株式会社）の株式を2022年10月3日付で取得し完全子会社化することを公表するなど、M&Aを積極的に活用した事業の拡大にも取り組んでまいりました。

これらの結果、売上高は6,428,574千円、セグメント利益は1,609,137



千円となりました。

## ② ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業では、健康増進・予防などのコンシューマー向けヘルスケア支援を行う予防医療プラットフォームを展開しております。

当連結会計年度において、予防医療プラットフォームでは、子会社の株式会社Mediplatが運営するクラウド型健康管理サービス「first call」、及び、子会社の株式会社フィッツプラスが展開する特定保健指導事業の各事業の収益基盤の強化に注力してまいりました。また、株式会社Mediplatが展開するライフログプラットフォーム事業において、新たにCCCマーケティング株式会社（現 CCCMKホールディングス株式会社）との共同事業としてヘルスケアアプリ「Tヘルスケア」をリリースするとともに、ユーザーの健康状態に応じた疾患啓発を可能にする「疾患啓発プラットフォーム」へと発展させるべく、事業を推進してまいりました。具体的には、蓄積したライフログデータを活用した取組を製薬企業と共同で展開するなど、更なる事業拡大に向けた施策を推進してまいりました。

これらの結果、売上高は2,041,934千円、セグメント利益は126,387千円となりました。

## セグメント別売上高

事業別	売上高	構成比
ドクタープラットフォーム事業	6,428,574千円	75.9%
ヘルスケアソリューション事業	2,041,934	24.1

(注) 1. セグメント間取引を含んだ金額となっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は157,883千円であり、その主なものは以下のとおりであります。

当連結会計年度中に取得した主な設備

本社におけるPC等の備品の取得 62,967千円

ドクタープラットフォーム事業におけるシステムの開発・整備 41,261千円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関より短期借入金50,000千円を調達いたしました。

また、新株予約権の行使により15,870千円の資金を調達いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年7月1日を効力発生日として、当社を完全親会社、株式会社クラウドクリニックを完全子会社とする株式交換を行いました。

(5) 対処すべき課題

当社グループのサービス提供先となる医療・健康産業において、eマーケティングの分野は他業界に比してその浸透は遅れており、インターネット技術の進化とともに、今後の成長が期待されている領域であります。このような市場環境に身をおく当社グループが安定成長を持続するためには、運営サイト「MedPeer」会員の満足度を高め、医師の臨床上の課題を解決するために必須のインターネットサービスとしての地位を確固たるものとし、顧客からの信頼を向上させ、リピート顧客の増加を図ることにより収益基盤を強化する必要があると認識しております。

これらを具現化するため、当社グループは以下の7点を主な経営の課題と認識しております。

- ① 運営サイト「MedPeer」の継続的成長
- ② 知名度の向上
- ③ サービスの安全性強化
- ④ 収益基盤の強化
- ⑤ 競合他社への対応
- ⑥ 優秀な人材の採用
- ⑦ 経営管理体制の強化

① 運営サイト「MedPeer」の継続的成長

当社グループの事業は、運営サイトである「MedPeer」会員の満足度によって支えられていると考えております。会員の満足度を維持・向上させるためにも、「MedPeer」会員に対し、日常臨床を行っていくうえでの疑問に答えを提示できるようなサービスを提供し続けることが課題と認識しております。また、「MedPeer」が提供するサービスは医療にかかるものであることから社会的信頼を確保するためにも、個人情報の保護に

関する法律、薬機法、製薬協コード・オブ・プラクティス（※）等の順守も重要課題であると認識しております。この課題に対処するためにも、サービスの利便性向上とともに、コンプライアンスの徹底を継続的に図ることにより、会員向けサービスを強化し続け、「MedPeer」会員の満足度の維持・向上、さらには会員基盤の拡大を進め、「MedPeer」プラットフォームとしての価値向上を図ってまいります。

※ 製薬協コード・オブ・プラクティスについて

製薬企業が薬機法・独占禁止法等の関係法規と公正競争規約等の自主規制を順守し、医薬情報を適正な手段で提供・収集・伝達するために定めている製薬業界の自主ルール

② 知名度の向上

当社グループの運営するサービスの飛躍的な成長にとって、当社グループが運営する「MedPeer」をはじめとした各サービスの知名度の向上を図ることが必要であります。また、知名度の向上は、大手企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することに寄与すると考えております。

当社グループでは、今後も当社グループ及び各運営サービスの知名度向上を目指し、それぞれに適した広報活動を推進してまいります。

③ サービスの安全性強化

インターネット技術の進化に伴い、インターネット上の情報共有の重要性は認識されてきておりますが、一方で、サービスの安全性維持に対する社会的要請も一層高まりを見せております。当社グループは、医師の情報や、患者、病気の情報など、取扱う情報が通常のインターネットサービスに比して、より社会的に大きな影響を与え得る重要情報であることを深く自覚しております。

このため、サービスの信頼性・安全性強化を経営上の最重要課題として、今後も個人情報の保護に関する法律、薬機法、製薬協コード・オブ・プラクティス等各種関連法規の順守を徹底してまいります。

④ 収益基盤の強化

当社グループは、製薬企業を顧客としたマーケティング支援サービスを主な収益源としております。一方で、当社グループが安定した成長を続けていくためには、医療のみならず、健康・予防を含めた医療・健康産業全般を対象とした事業展開を模索していく必要があります。

この課題を解決するために当社グループでは、グループ各社がそれぞれ事業を成長させることはもとより、最新技術の活用やグループシナジーの創出を通じて新サービスを開発し、その成長を図ることなどにより収益基盤の強化を進めてまいります。

また、当社グループではM&Aを新規事業への進出や事業拡大のための重要な手段の一つとして位置付けており、既存事業とのシナジーが見込まれる場合には積極的に実施する方針です。

#### ⑤ 競合他社への対応

医療・健康産業においては、同業他社も取り組みを強化しているとともに、新しい技術が生まれることによる新規参入企業が出現すること等により、競争が一層激しくなっていくことが予想されます。一方で、健康に対する認知理解が深まれば、当社グループにとってもメリットは大きいものと思われれます。当社グループでは、ユーザーにとって使い勝手の良いサービス構築を進めるとともに、進化する各種技術を活用することで、更なる成長に取り組んでまいります。

#### ⑥ 優秀な人材の採用

当社グループは、「MedPeer」をはじめとしたオンラインプラットフォームによるサービスを事業基盤としており、それらの利便性及び機能の維持向上のためにも、サービス構築を担当する技術者の安定的な採用が当社グループの事業成長にとっての課題であると認識しております。専門性が高い人材は適時に採用することが困難な場合があり、近年採用コストは増加傾向にあります。

これらの課題に対処するため、従業員が高いモチベーションを持って働ける環境や人事制度の整備を行い、必要な人材を適時に採用できるような組織体制の整備を進めてまいります。

#### ⑦ 経営管理体制の強化

当社グループが継続的に医師や顧客に対して安定的なサービスを提供し、企業価値を継続的に向上させるためには、経営管理体制の更なる強化が必要と認識しております。当社グループは、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部統制の整備、強化、見直しを行うとともに、法令順守の徹底に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第15期 2019年9月期	第16期 2020年9月期	第17期 2021年9月期	第18期 2022年9月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)		3,045,538	5,311,071	7,435,418	8,452,113
経常利益 (千円)		554,922	1,130,647	1,812,008	1,113,716
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)		394,850	725,970	1,293,475	812,388
1株当たり当期純利益 (円)		21.04	35.03	60.07	37.62
総資産 (千円)		4,009,972	7,127,400	8,538,329	9,351,008
純資産 (千円)		3,414,326	5,582,068	6,980,777	7,863,203
1株当たり純資産額 (円)		164.05	248.80	310.47	350.71

- (注) 1. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社Mediplat	182,500千円	51.0%	産業保健支援サービス「first call」 及びライフログプラットフォーム事業
株式会社フィッツプラス	100,000千円	100.0%	特定保健指導関連サービス
株式会社コルボ	90,000千円	100.0%	医療用コンテンツの企画、制作

(8) 主要な事業内容

事業	事業内容
ドクタープラットフォーム事業	・ 医師・薬剤師の集合知を活用したサービス ・ 薬局・クリニックなどの医療機関支援サービス
ヘルスケアソリューション事業	・ 健康増進・予防などのヘルスケア支援サービス

(9) 主要な営業所

① 当社

名称	所在地
本社	東京都中央区築地一丁目13番1号

② 子会社等

名称	所在地
株式会社Mediplat	東京都中央区築地一丁目13番1号
株式会社フィッツプラス	東京都中央区築地一丁目13番1号
株式会社コルボ	東京都中央区日本橋三丁目10番5号

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ドクタープラットフォーム事業	236名	55名増
ヘルスケアソリューション事業	91名	29名増
全社（共通）	46名	17名増
合計	373名	101名増

- (注) 1. 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門の人員になります。
3. 従業員数が前連結会計年度と比べて増加した主な要因は、業容の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
203名	52名増

- (注) 1. 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。
2. 従業員数が前期と比べて増加した主な要因は、業容の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	52百万円
日本生命保険相互会社	50百万円
株式会社きらぼし銀行	28百万円
株式会社三井住友銀行	20百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年9月30日現在）

(1) 発行済株式の総数 21,622,580株

(注) 1. 2022年2月1日を払込期日とする譲渡制限付株式の発行により、発行済株式の総数は8,840株増加しております。

2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は18,200株増加しております。

3. 2022年7月1日を効力発生日とする、当社を完全親会社、株式会社クラウドクリニックを完全子会社とする株式交換により、発行済株式の総数は21,350株増加しております。

(2) 株主数 16,707名

(3) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石見 陽	5,194,110株	24.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,740,900	8.1
BOZO株式会社	1,250,000	5.8
堺 昌彦	900,000	4.2
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	700,000	3.2
山中 篤史	566,500	2.6
スギホールディングス株式会社	551,200	2.5
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 381593	316,900	1.5
BNYM TREATY DTT 15	241,300	1.1
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S. A. / CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS	210,913	1.0

(注) 持株比率は自己株式1,314株を控除して計算しております。



- (4) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入しております。当制度の概要及び当期中に交付した譲渡制限付株式の内容は次のとおりであります。

① 譲渡制限付株式制度の概要

i. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は100,000株を上限とする。ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

ii. 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く。）は、譲渡制限付株式の交付の日から3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

iii. 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く。）が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

iv. 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

v. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

② 当事業年度中に交付した株式

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）3名、及び執行役員5名、並びに当社子会社の取締役2名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2022年2月1日付で普通株式8,840株（内、4,570株が当社取締役）を発行いたしました。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	回次 (行使価額)	行使期間	個数	目的となる株式の 種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役 を除く)	第9回 (909円)	2016年1月1日～ 2024年11月26日	1,010個	普通株式 202,000株	1名
	第10回 (208円)	2019年1月1日～ 2023年2月28日	570個	普通株式 114,000株	1名
	第12回 (872円)	2020年1月1日～ 2028年3月29日	20個	普通株式 4,000株	2名
	第16回 (1,100円)	2019年3月11日～ 2029年3月8日	6,354個	普通株式1,270,800株	1名
監査役	第12回 (872円)	2020年1月1日～ 2028年3月29日	10個	普通株式 2,000株	1名

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石見 陽	代表取締役社長	株式会社Mediplat 代表取締役 メドピアキャリアエージェント株式会社 取締役 Nichi-Med株式会社取締役 一般社団法人遠隔健康医療相談適正推進機構 代表理事 株式会社フィッツプラス 取締役
平林 利夫	取締役	メドピアキャリアエージェント株式会社 監査役 メドクロス株式会社 取締役 Nichi-Med株式会社 監査役 一般社団法人遠隔健康医療相談適正推進機構 監事 株式会社クラウドクリニック 取締役
天坊 吉彦	取締役	株式会社medパス 取締役 株式会社コルボ 取締役 株式会社フィッツプラス 取締役 メドピアキャリアエージェント株式会社 取締役 メドクロス株式会社 取締役 株式会社Mediplat 取締役
川名 正敏	取締役	伊藤忠商事株式会社 社外取締役 東京女子医科大学名誉教授
志村 正之	取締役	株式会社Shimura&Partners代表取締役 BASE株式会社社外取締役 株式会社bitFlyer Holdings社外取締役 株式会社HashPort 社外取締役
末吉 俊一	常勤監査役	株式会社Mediplat 監査役 株式会社フィッツプラス 監査役
葉山 孝	監査役	公認会計士葉山孝事務所 代表
佐藤 弘康	監査役	法律事務所Comm&Path

- (注) 1. 監査役葉山孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 取締役川名正敏氏、志村正之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、監査役末吉俊一氏、葉山孝氏及び佐藤弘康氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は以下のとおりであります。
- (1)退任  
取締役林光洋氏は、2021年12月16日付開催の第17回定時株主総会をもって任期満了により退任しております。

4. 当社では、取締役会の意思決定機能、監督機能及び特定分野の業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員には次の5名を選任しております。

執行役員	冬木 裕人	集合知プラットフォーム事業部長 メドピアキャリアエージェント株式会社 代表取締役
執行役員	七久保 卓郎	メディカルビジネス事業部長 メドクロス株式会社 代表取締役
執行役員	森 優子	オペレーション企画部長
執行役員	縄田 愛美	メディカルビジネス事業副部長、グループ戦略室長 株式会社Mediplat 取締役
執行役員	平川 弘通	VPoE室長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度に在任していたものを含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、被保険者の犯罪行為に起因する事由、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する対象事由等一定の免責事由があります。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社では、「Supporting Doctors, Helping Patients.」という企業ミッションの下、事業規模の拡大を図り、企業価値の拡大を実現させることを念頭に事業活動を展開しており、その職責に相応しい報酬制度とすることを基本方針としております。また、2019年9月期までは固定報酬及びストック・オプションの付与を通じて報酬としていましたが、今後の更なる事業拡大に対するコミットメントを醸成するために、2019年11月13日付の取締役会において、業績連動報酬及び譲渡制限付株式を導入することといたしました。これらの報酬は売上高及び営業利益の拡大が報酬額の増加につながるよう設計されており、当社の事業成長と役員報酬が連動することの結果として、より高いコミットメントが醸成されると想定しております。なお、当該制度の導入により、中長期的には業績連動報酬及び譲渡制限付株式が報酬総額の5割程度となることを想定しています。

取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2010年12月29日であり、取締役の報酬等の額を年額500百万円以内、監査役の報酬等の額を年額200百万円以内とすることについて承認をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は1名です。

また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、2019年12月17日開催の第15回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額150百万円以内とすることについて承認をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。

当社の取締役の報酬の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、役員報酬規程に基づき株主総会が定める報酬限度額の範囲内で、世間水準、経営内容とのバランス等を考慮して、社外取締役2名で構成される指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定いたします。

<個別報酬額の決定手続き>

取締役の個別報酬額は、取締役の役位に基づき、役員報酬規程に記載されている算定方法により金額を算出のうえ、支給することとしております。

<非業務執行取締役に対する報酬額の決定手続き>

社外取締役の報酬は経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみとしております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給 人数 (名)	報酬等の種類別の額 (千円)			報酬等の 総額 (千円)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役	6	83,850	1,627	9,403	94,880
(うち社外取締役)	(2)	(9,000)	—	—	(9,000)
監査役	3	17,100	—	—	17,100
(うち社外監査役)	(3)	(17,100)	—	—	(17,100)
合計	9	100,950	1,627	9,403	111,980
(うち社外役員)	(5)	(26,100)	—	—	(26,100)

(注) 期末現在の人員数は取締役5名、監査役3名であります。

③業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬の指標

業績連動報酬の指標を、連結売上高及び連結営業利益としております。事業規模の拡大を図っている当社グループにおいて、連結売上高は重要な指標となると考えております。また、通常の営業活動によって獲得される連結営業利益は取締役が果たすべき業績責任を測るうえで、重要な指標となると判断しております。そのため、より高い事業規模の拡大と収益向上の両面から業績連動報酬を決定するために当該指標を選択しております。

## 業績連動報酬額の決定方法

2022年9月期の業績連動報酬の額の決定方法の概要は以下の通りであります。役員報酬規程に基づき当該方法にて算定された当連結会計年度に係る業績連動報酬額を2022年11月17日開催の取締役会へ上程、承認しています。

- ・業績連動報酬の対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号の「業務執行役員」に該当する取締役（業務執行取締役）に限るものとし、社外取締役は対象としない
- ・2022年9月期の業績連動報酬は、業務執行取締役に対し、2021年11月11日付の決算短信（以下、「決算短信」という。）に記載した2022年9月期の連結営業利益の通期予想数値から業績連動報酬見込み額を控除した額（以下、「連結営業利益予想」という。）に、役位別に定めた支給乗率を乗じた額を基礎とし、決算短信に記載した連結売上高（以下、「連結売上高予想」という。）並びに連結営業利益予想と2022年9月期の有価証券報告書に記載する連結売上高及び連結営業利益（業績連動報酬控除前）に基づき算定する達成率に応じた支給乗率を乗じて算定する。
- ・算定式  
算定式：連結営業利益予想×役員別支給乗率×業績達成支給乗率

### a. 役位別支給乗率

役位	支給乗率
代表取締役	0.20%
役付取締役	0.15%
取締役	0.12%



b.業績達成支給乗率

業績達成支給乗率＝

連結売上高達成率×50%+連結営業利益達成率×50%

・連結売上高達成率

達成率	90%未満	90%以上 100%未満	100%以上 110%未満	110%以上 120%未満	120%以上
乗数	0%	70%	100%	130%	150%

・連結営業利益達成率

達成率	70%未満	70%以上 100%未満	100%以上 130%未満	130%以上 150%未満	150%以上
乗数	0%	70%	100%	130%	150%

業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

業績目標達成度の目標及び実績は以下の通りです

	目標 (千円)	実績 (千円)
連結売上高	10,500,000	8,452,113
連結営業利益	2,500,000	1,063,716

④非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等、及び当事業年度における交付状況は「2.会社の株式に関する事項 (4)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

- ⑤当事業年度に関する各取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当社は、2021年12月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬について役員報酬規程の定めに基づき決定することを決議しております。また、2022年1月14日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての募集株式を発行することについて決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について決議するにあたり、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された役員報酬規程と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

i. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席状況		監査役会出席状況	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 川 名 正 敏	21回中21回	100%	—	—
取締役 志 村 正 之	21回中21回	100%	—	—
監査役 末 吉 俊 一	21回中21回	100%	21回中21回	100%
監査役 葉 山 孝	21回中21回	100%	21回中21回	100%
監査役 佐 藤 弘 康	21回中21回	100%	21回中21回	100%

ii. 取締役会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	取締役会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	川名正敏	医療業界に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	志村正之	大手企業の執行役員経験者として、企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	末吉俊一	企業の内部監査経験者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で取締役会での議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。
監査役	葉山 孝	公認会計士としての専門的見地から、取締役会での議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。
監査役	佐藤弘康	弁護士としての専門的見地から、取締役会での議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。

② 重要な兼職先と当社との関係

取締役及び各監査役の重要な兼職先は「(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社とそれらの兼職先との間には特別の利害関係はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役川名正敏氏、志村正之氏、社外監査役末吉俊一氏、葉山孝氏及び佐藤弘康氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	44,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社の取締役会は、内部統制の実施状況に対する整備・運用状況をチェックし、適宜基本方針の見直しを実施することで、内部統制システムの充実を図っています。

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、「Mission」「Vision」及び各種規程に基づき、代表取締役社長がその精神を継続的に取締役及び全従業員を対象に伝達することにより法令・定款及び社会規範を順守してまいります。
- ② 取締役会は、コンプライアンスに関する各種規程を制定するとともに、取締役及び使用人がコンプライアンスに取り組むための全社横断組織としてリスク・マネジメント委員会（委員長：代表取締役社長）を設置してリスク管理体制の整備に努めてまいります。また、四半期に一回、コンプライアンスリスクに関して報告を受け、対処が必要な課題には速やかに対応するよう努めてまいります。
- ③ 取締役会は、コーポレート本部管掌取締役、監査役及び外部の法律事務所を通報窓口とする「ヘルプライン規程」を制定し、不正行為等の防止及び早期発見に努めてまいります。
- ④ 監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査してまいります。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる体制を構築してまいります。
- ⑤ 内部監査担当部署は、原則として全ての部門及び子会社を監査対象として、毎年、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、各部署における内部統制の有効性や腐敗防止を含む各種コンプライアンスの遵守状況などを監査し、監査結果を代表取締役社長及び監査役に報告してまいります。
- ⑥ 腐敗防止の取り組みとして法令及び企業倫理の遵守を徹底しています。また、その実効性を高めるために取引先や公務員等との接待・贈答が発生する場合の手続きについては、コンプライアンス規定を制定し厳格な運営を行っています。
- ⑦ コンプライアンス意識の徹底とコンプライアンス実践に必要な知識の習得を図るため、新たに当社で勤務を開始する従業員向けの研修や、全従業員（派遣社員を含みます。）を対象としたコンプライアンス教育・研修を年に1回以上実施しています。
- ⑧ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づきいかなる

場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知してまいります。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報は、「文書取扱規程」に従い、適切に記録し、保存するとともに、必要な関係者が閲覧できる体制といたします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスク管理については、リスクの種類毎に担当部署にて、規程の見直し、マニュアルの作成、研修等を行い、リスクの早期発見と防止に努めることを原則とし、組織横断的リスク状況の管理は、リスク・マネジメント委員会が各担当部署との情報共有及び定期的な会合等を通じて行うものといたします。
  - ② 「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報取扱規程」に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うものといたします。
  - ③ 万一不測の事態が発生した場合には、リスク・マネジメント委員会が中心となって、全社的な対応を行うものといたします。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。また、中期経営計画及び年次計画を策定し、各取締役の職務の執行について効率性を確保いたします。
  - ② 取締役は、当該計画達成のために、責任の明確化を目的として制定された「職務権限規程」に基づき、自らが管掌する部門において具体的計画及び効率的な達成方法を定めるものといたします。
  - ③ 取締役は、取締役会、経営会議等において、前号に関する進捗状況を報告するものといたします。
- (5) 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 当社は、監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場

合は、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を設置することといたします。

- ② 前号に基づき、監査役より監査業務に必要な命令を受けた者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものといたします。
- ③ 上記①に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令にのみ服するものとし、その人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては、監査役との事前協議を要するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制

- i. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席して出席者に説明等を求めることができるとともに、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人に報告を求めることができるものといたします。
- ii. 取締役、執行役員又は使用人は、前号の監査役の求めに応じて、業務執行の状況、内部監査の実施及び通報状況、その通報の内容等を報告する体制を整備いたします。
- iii. 取締役は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、直ちにその内容を監査役に報告いたします。

②子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(8) 前項に基づいて、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、「ヘルプライン規程」を設けて、受理された内部通報のうち必要なものは速やかに調査いたします。当該制度においては、内部通報の受付窓口はコーポレート本部長、監査役及び外部の法律事務所に設置されており、通報者が適切に通報先を選択することにより、通報者が特定されないよう整備されております。
- ② 当社は、内部通報をした者等、監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に人事その他の処遇においていかなる不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役、執行役員及び使用人に周知徹底いたします。

- (9) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用の前払い又は償還等を請求するときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、これを拒むことができないこととし、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしたします。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役社長、内部監査責任者、会計監査人との間の定期的な意見交換会を設定するなど、相互の連携を図ることとしたします。
- ② 監査役が経営会議などの重要会議に出席し、又は稟議書等の重要文書の閲覧を通じて意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保することとしたします。

内部統制システムの運用状況は、以下のとおりです。

当社は上記内部統制システムの構築を行っており、かつ、取締役会及びリスク・マネジメント委員会において、継続的に経営上のリスクを抽出したうえで対応策の検討を行っております。それらを踏まえ、必要に応じて業務又は社内規程の見直しを行い、内部統制システムの実効性向上を図っております。

また、内部監査担当部署は監査役及び会計監査人と連携しながら内部監査を実施し、社内ビジネスプロセス・経理財務・情報システム・人事労務の各視点から内部監査を実施し、日々の業務が法令・定款、社内規程等に整合していることを検証しております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は表示桁未満を四捨五入して表示しております。



## 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,712,448</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,280,763</b>
現金及び預金	6,138,758	買掛金	78,388
受取手形	2,710	未払金	327,255
売掛金	1,257,761	短期借入金	50,000
契約資産	77,178	1年内返済予定の長期借入金	62,090
仕掛品	30,468	未払法人税等	104,080
その他	206,338	賞与引当金	106,189
貸倒引当金	△766	ポイント引当金	172,754
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,638,559</b>	契約負債	159,285
<b>有形固定資産</b>	<b>211,520</b>	その他	220,719
建物	102,523	<b>固 定 負 債</b>	<b>207,040</b>
工具、器具及び備品	104,335	長期借入金	67,033
その他	4,662	資産除去債務	79,123
<b>無形固定資産</b>	<b>699,923</b>	繰延税金負債	57,728
のれん	431,947	その他	3,155
ソフトウェア	177,334	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,487,804</b>
顧客関連資産	90,641	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>727,115</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,593,823</b>
関係会社株式	134,819	資本金	2,051,041
投資有価証券	131,193	資本剰余金	2,306,453
敷金	234,892	利益剰余金	3,236,973
繰延税金資産	194,191	自己株式	△644
その他	32,018	その他の包括利益累計額	△11,046
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,351,008</b>	その他有価証券評価差額金	△11,046
		新株予約権	9,578
		非支配株主持分	270,848
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,863,203</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>9,351,008</b>

## 連結損益計算書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,452,113
売上原価		3,418,336
売上総利益		5,033,776
販売費及び一般管理費		3,970,060
営業利益		1,063,716
営業外収益		
受取利息	223	
持分法による投資利益	46,050	
補助金収入	2,493	
その他	5,188	53,955
営業外費用		
支払利息	1,087	
消費税差額	2,092	
その他	775	3,955
経常利益		1,113,716
特別利益		
新株予約権戻入益	47	47
税金等調整前当期純利益		1,113,763
法人税、住民税及び事業税	339,622	
法人税等調整額	△40,586	299,036
当期純利益		814,727
非支配株主に帰属する当期純利益		2,339
親会社株主に帰属する当期純利益		812,388

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,028,537	2,245,584	2,431,410	△576	6,704,955
会計方針の変更による累積的影響額			△6,825		△6,825
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,028,537	2,245,584	2,424,584	△576	6,698,129
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	14,563	14,563			29,127
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	7,939	7,939			15,879
株式交換による増加		38,365			38,365
自己株式の取得				△68	△68
親会社株主に帰属する当期純利益			812,388		812,388
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	22,503	60,869	812,388	△68	895,693
当 期 末 残 高	2,051,041	2,306,453	3,236,973	△644	7,593,823

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△7,036	△7,036	9,634	273,223	6,980,777
会計方針の変更による累積的影響額				△4,713	△11,539
会計方針の変更を反映した当期首残高	△7,036	△7,036	9,634	268,509	6,969,237
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					29,127
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					15,879
株式交換による増加					38,365
自己株式の取得					△68
親会社株主に帰属する当期純利益					812,388
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,010	△4,010	△56	2,339	△1,727
当期変動額合計	△4,010	△4,010	△56	2,339	893,966
当 期 末 残 高	△11,046	△11,046	9,578	270,848	7,863,203

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

メドピア株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 裕 之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 萬 政 広

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メドピア株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年8月9日開催の取締役会において、株式会社EPフォースの全株式を取得し、連結子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。当契約に基づき、2022年10月3日に同社の株式の取得を完了した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年8月9日開催の取締役会において、資金の借入について決議し、2022年10月3日に借入を実行した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第18期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月16日

メドピア株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 末 吉 俊 一 印

社外監査役 葉 山 孝 印

社外監査役 佐 藤 弘 康 印

## 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,959,456</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>776,167</b>
現金及び預金	5,045,727	未払金	223,758
売掛金	693,435	短期借入金	50,000
前払費用	112,306	1年内返済予定の長期借入金	32,184
その他	107,986	未払費用	25,917
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,744,702</b>	未払法人税等	82,959
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>190,007</b>	契約負債	48,532
建物	102,523	預り金	16,927
工具、器具及び備品	87,484	賞与引当金	73,820
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>84,998</b>	ポイント引当金	172,754
ソフトウェア	84,998	その他	49,313
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,469,696</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>61,299</b>
関係会社株式	951,364	資産除去債務	61,299
関係会社長期貸付金	265,000	<b>負 債 合 計</b>	<b>837,466</b>
敷金	162,574	<b>純 資 産 の 部</b>	
繰延税金資産	112,194	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,857,113</b>
その他	23,563	資本金	2,051,041
貸倒引当金	△45,000	資本剰余金	2,111,831
		資本準備金	2,111,831
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,694,885</b>
		その他利益剰余金	2,694,885
		繰越利益剰余金	2,694,885
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△644</b>
		新株予約権	9,578
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,866,691</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,704,158</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>7,704,158</b>



## 損 益 計 算 書

(2021年10月1日から)  
(2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,681,049
売 上 原 価		1,287,122
売 上 総 利 益		3,393,926
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,541,306
営 業 利 益		852,620
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,476	
業 務 受 託 料	21,818	
そ の 他	1,181	25,476
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	301	
為 替 差 損	5	
そ の 他	229	535
経 常 利 益		877,560
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	30,000	
新 株 予 約 権 戻 入 益	47	30,047
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	20,000	20,000
税 引 前 当 期 純 利 益		887,607
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	252,367	
法 人 税 等 調 整 額	△13,092	239,274
当 期 純 利 益		648,332

## 株主資本等変動計算書

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,028,537	2,050,962	2,050,962	2,048,471	2,048,471
会計方針の変更による 累積的影響額				△1,918	△1,918
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,028,537	2,050,962	2,050,962	2,046,552	2,046,552
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	14,563	14,563	14,563		
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	7,939	7,939	7,939		
株式交換による増加		38,365	38,365		
自己株式の取得					
当 期 純 利 益				648,332	648,332
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	22,503	60,869	60,869	648,332	648,332
当 期 末 残 高	2,051,041	2,111,831	2,111,831	2,694,885	2,694,885

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△576	6,127,394	9,634	6,137,028
会計方針の変更による 累積的影響額		△1,918		△1,918
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△576	6,125,475	9,634	6,135,110
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		29,127		29,127
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		15,879		15,879
株式交換による増加		38,365		38,365
自己株式の取得	△68	△68		△68
当 期 純 利 益		648,332		648,332
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△56	△56
当期変動額合計	△68	731,637	△56	731,581
当 期 末 残 高	△644	6,857,113	9,578	6,866,691

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

メドピア株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 裕 之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 萬 政 広

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メドピア株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年8月9日開催の取締役会において、株式会社EPフォースの全株式を取得し、連結子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。当契約に基づき、2022年10月3日に同社の株式の取得を完了した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年8月9日開催の取締役会において、資金の借入について決議し、2022年10月3日に借入を実行した。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載

内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関

する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月16日

メドピア株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 末 吉 俊 一 印

社外監査役 葉 山 孝 印

社外監査役 佐 藤 弘 康 印

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区東新橋一丁目1番16号  
汐留FSビル3階スペースFS汐留  
※ホール入り口は、JR新橋駅寄りの専用階段になります  
T E L：03-6226-6512



- 交 通：
- JR新橋駅 汐留口 徒歩3分
  - 地下鉄東京メトロ銀座線 新橋駅 2番出口 徒歩3分
  - 都営浅草線 新橋駅 汐留1番出口 徒歩1分
  - 都営大江戸線 汐留駅 徒歩4分

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。なお、当日は会場入口にて体温測定をさせていただきます、37.5度以上の株主様のご入場はお断りしますので、あらかじめご了承ください。また、会場の座席間隔を拡げることから、ご用意できる座席数に限りがございます。株主総会のオンライン視聴も併せてご検討ください。株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。